

令和7年度 就学援助制度についてのお知らせ<区域外小中学校用>

<板橋区教育委員会>

ご入学、ご進学おめでとうございます。板橋区では、経済的理由により就学が困難な方を対象に、学校でかかる費用の一部を援助する「就学援助制度」があります。

1 就学援助を受けることができる方

板橋区在住で、国公立の小中学校に通学している児童・生徒の保護者のうち

- (1) 生活保護を受けている方
- (2) 4月から6月分：令和5年の世帯の所得合計が、板橋区教育委員会が定める基準額以下の方
7月から翌年6月分：令和6年の世帯の所得合計が、板橋区教育委員会が定める基準額以下の方
※資産を形成するうえで、一時的に所得が低下した場合は除きます。
※基準額の詳細は、裏面をご覧ください。
※板橋区外に居住して板橋区の学校に通っている方は、居住地の教育委員会に申請してください。
※私立の小中学校は対象になりません。

2 援助の内容

修学旅行費、給食費、学用品費、学校行事費等について、実費またはその一部を支給いたします。各学年で、支給の内容が異なります。詳細は、裏面をご覧ください。

3 申請方法

希望する方は同封の申請書を提出してください。

4 判定について

判定は、板橋区で把握している令和5年・令和6年の世帯の所得合計で行います。税の申告が済んでいない方は、必ず済ませてください。結果は7月中旬～下旬に送付する予定です。判定時に、世帯所得が確認できなかった方は、後日、金額の記載された税証明の提出が必要になる場合があります。

5 就学援助費の支給

援助費の支給は、令和8年4月中旬に一括して行います。学校でかかる経費は保護者の方に負担していただき、令和8年2月頃通学している学校に板橋区が負担額の調査をした上でお支払いします。

6 申請期間

窓口：令和7年4月1日（月）から令和7年5月30日（金）

郵送：令和7年4月1日（月）から令和7年5月28日（水）【消印有効】

※上記期限までに提出していただければ4月分より判定の対象となります。上記期限を過ぎた場合は、申請のあった月からの判定となります。

7 問い合わせ及び申請先

板橋区教育委員会事務局 学務課学事係

〒173-8501 東京都板橋区板橋2-66-1 板橋区役所6階⑭番窓口

電話：03(3579)2611、FAX：03(3579)4214

※不着等の郵便事故による責任は負いかねます。到着を確認したい方はお問い合わせ下さい。

●提出先は学校ではありません。板橋区教育委員会事務局学務課学事係に郵送または直接持参してください。

●希望する方は、毎年申請書の提出が必要になります。

(表面)

8 就学援助の内容（令和7年度の予定金額です）*費目ごとに限度額があります。

費目	小学校		中学校	
	学年	支給額	学年	支給額
学校給食費	全学年	各学年の月額給食費を上限とした実費額	全学年	各学年の月額給食費を上限とした実費額
※修学旅行費	6年	実費額(上限あり)	3年	実費額(上限あり)
支度金	6年	2,400 円/年	3年	3,980 円/年
※移動教室費	5年	実費額(上限あり)	1年又は2年	実費額(上限あり)
※学校行事費	全学年	830 円～4,400 円/年	全学年	3,140 円～6,600 円/年
※宿泊施設費	実施学年	実費額(上限あり)	1年又は2年	実費額(上限あり)
学用品費	全学年	14,760 円～18,480 円/年	全学年	29,520 円～33,240 円/年
オンライン学習通信費(注1)	全学年	12,000 円/年	全学年	12,000 円/年
入学準備金(注2)	1年	54,060 円/年	1年	63,000 円/年
通学費(注3)	全学年	実費額	全学年	実費額
※卒業アルバム購入費	6年	11,000 円/年	3年	8,800 円/年
体育実技用具費			全学年	実費額(上限あり)

(注1) 通学先の自治体で通信料込みの端末が支給されている場合等は、板橋区での支給はありません。

(注2) 小・中学校の入学準備金は小学校入学前・小学校6年生時に受給された方を除きます。

(注3) 特別支援学級在籍者・通級者、日本語学級等通級者のみ支給。最も経済的な方法による運賃となります。

(注4) 生活保護を受けている方には、生活保護で対象にならない経費（※印の経費）を支給します。

9 所得基準額例

世帯員	家族構成例	所得基準額(概算)	家族構成や年齢により金額は異なりますので、目安とと考えてください。 申請前は、お電話いただいても具体的な基準額は回答できません。
2人	親1人、子(小1)	約287万円	
3人	両親、子(小1)	約358万円	
4人	両親、子2人(小3、中1)	約432万円	
5人	両親、子3人(就学前児童、小5、中3)	約459万円	
6人	両親、子4人(就学前児童、就学前児童、小5、中1)	約487万円	

(1) 所得基準額は、世帯全員の所得額の合計です。(所得額とは給与所得者であれば源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、事業所得者は年間収入額から必要経費を差し引いた金額です。)

(2) 譲渡損失繰越控除制度(一定の住宅用資産を売り、損失が生じた場合、その年の他の所得から控除(損益通算)し、損失が残る場合以後3年間にわたり他の所得から控除(繰越控除)する制度)対象者については、この控除を行う前の金額で所得判定を行います。

(3) 就学援助費は、申請があった月から支給されます。前年度以前に遡ることはできません。

(4) 就学援助を申請し否決になった方で、経営している会社の倒産、会社都合による解雇、病気で働けなくなったなど、収入が激減する特段のご事情がある場合は学務課学事係(電話番号: 3579-2611)にご相談ください。

(5) 板橋区外の全寮制中学校・高校に在学しているなどのご事情により、扶養しているお子様が板橋区外に住民票を登録している場合、ご希望があれば就学援助の世帯に含めて判定することも可能です。ご希望がある場合は学務課学事係(電話番号: 03-3579-2611)にご相談ください。

(裏面)